

幸区地域包括支援センター運営協議会設置運営要綱

(設置及び目的)

第1条 幸区の区域内に置かれる地域包括支援センター（以下「センター」という。）の適切な運営、公正・中立性の確保その他センターの円滑な運営を支援することを目的に、幸区地域包括支援センター運営協議会（以下「運営協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 運営協議会の所掌事務は次のとおりとし、審議された内容については、適宜、川崎市介護保険運営協議会規則（平成12年川崎市規則第58号）第5条に規定する川崎市介護保険運営協議会地域ケア推進部会に報告するものとする。

- (1) センターの運営に関すること。
- (2) 地域の連携・支援体制に関すること。
- (3) その他必要な事項

(組織)

第3条 運営協議会の委員は8人以内で組織し、次に掲げる者のうちから選任する。

- (1) 介護サービス及び介護予防サービスに関する事業者及び職能団体の代表者
 - (2) 介護サービス及び介護予防サービスの利用者並びに介護保険の被保険者
 - (3) 地域において権利擁護、相談事業等介護保険によるサービス外の地域資源として高齢者福祉を担う関係者
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、地域ケアに関する学識経験を有する者
 - (5) 運営協議会の委員に応募した者
- 2 運営協議会に会長及び副会長各1名を置き、委員の互選により定める。
 - 3 会長は、会務を掌理し、協議会を代表する。
 - 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
 - 5 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 6 委員は再任されることができる。

(会議)

第4条 運営協議会は、会長が召集し、その会議の議長となる。

- 2 運営協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

- 3 運営協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 議長が必要と認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務局)

第5条 運営協議会の事務を処理するため、事務局を幸区役所高齢・障害課に置く。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、運営協議会の運営について必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成22年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 本要綱の施行日以前に、区地域包括支援センター運営協議会設置運営要綱(18川健在サ第743号)第4条の規定に基づき選任された区地域包括支援センター運営協議会委員は、施行日以降において、本要綱第3条の規定に基づき選任されたものとみなす。

(幸区地域包括支援センター運営協議会設置運営要領の廃止)

- 3 幸区地域包括支援センター運営協議会設置運営要領は廃止する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。